

## 福山市SDGs推進プラットフォーム記事作成関連業務委託仕様書

### 1 目的

本業務は、SDGsに取り組む企業・団体等の好事例に関する記事作成を行うことで、市内のSDGsの取組を発信するとともに、企業・団体等の取組を促進することを目的とする。

### 2 履行期間

契約の日から2027年（令和9年）3月31日まで

### 3 業務場所

福山市が指定した場所

### 4 業務の内容

福山市SDGs推進プラットフォームサイト（以下「サイト」という。）のSDGsプロジェクトストーリーに掲載する記事作成（企画、調査、取材、編集等）を行うこと。

業務の範囲は、次のとおりとし、内容については、その都度、あらかじめ発注者と受注者が協議を行った上で決定する。

- (1) 市内の企業・団体等がSDGsの取組を推進する上で、取組の参考となるような内容とすること。
- (2) 取材対象は、福山市SDGs推進宣言を行った企業・団体等のうち7社以上とすること。また、取材先の選定については、事前に発注者と協議を行うこと。
- (3) 1社当たりの記事は2,000字程度とすること。
- (4) 取材先への取材日程の調整や撮影した写真の使用の可否、作成した記事の内容確認を行うこと。
- (5) 作成した記事の校正は、発注者と2回以上行うこと。

### 5 データの保護措置

受注者は、経済産業省（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）制度」に示す内容に準じて、データの安全対策について、受注者の善良な管理の下に万全の措置を講じるほか、次のことについて措置すること。

- (1) 保管期間：データ等は、別途指示するものを除き、契約完了時まで保管する。
- (2) 処分方法：別途指示する。

## 6 納品

### (1) 納品場所

福山市役所本庁舎 5階企画政策課

### (2) 納入物

ア 業務実施報告書

イ 作成した記事のデータ

ウ 記事の作成にかかるデータ一式（取材内容、写真データなど）

エ その他発注者が指示するもの

### (3) 納期日

2027年（令和9年）3月31日

## 7 定期報告

実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、発注者との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

## 8 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務の成果物に関する著作権は、全て発注者に帰属する。また、発注者が版下データを使用し、印刷することができるものとする。

(2) 成果物は、全て発注者に帰属することとし、受注者は、発注者の承認を得ずに使用し、又は公表しないこととする。

(3) 本業務の成果物は、本業務の目的若しくは発注者の運営又は業務の必要により、内容を著しく損なわない範囲内でその一部を削除、編集又は表現方法等の変更を行うなど自由に編集・加工して使用し、保存し、及び公表（公開、配布、放送等）することができるものとする。

(4) 本業務により得られる著作権及び著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこととする。また、受注者は本業務の成果物について、著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

(5) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 9 業務体制

- (1) 本業務を円滑に進めるため、受注者は本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。
- (2) 必ず責任者を置くこと。

## 10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議及び緊密な連絡調整を行い、円滑かつ効率的な実施に努めること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法第 57 号）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。
- (5) 業務に関する問合せ等に対しては、発注者と連携し適切な対応をすること。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応するとともに、発注者に報告すること。
- (6) 業務の遂行に当たっては、発注者と緊密な連絡・調整を図るとともに、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (7) 本業務を実施する上で発注者又は受注者が仕様書の変更を要すると判断した場合は、双方協議の上、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。